

兵庫県公報

平成24年12月14日 金曜日 第 2449 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 平成24年度地籍調査事業計画の変更（同）	1
○ 国土調査の成果の認証（同）	3
○ 林業種苗生産事業者講習会の開催（林務課）	6
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	6
○ 同 上（同）	7
○ 保安林の指定の解除及び指定の予定通知（同）	7
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（同）	8
○ 特定計量器定期検査の実施（工業振興課）	8
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	9
○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（都市計画課）	9
○ 市街地再開発組合の設立認可（市街地整備課）	10
公 告	
○ 大規模小売店舗の廃止に関する届出（丹波県民局）	11
○ 大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要（同）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	12
教育委員会公告	
○ 随意契約の相手方等の公示（県立教育研修所）	12

告 示

兵庫県告示第1557号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成24年12月3日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成24年12月14日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農地環境整備事業	安賀地区	平成24年12月14日から 平成25年1月3日まで	宍粟市役所

兵庫県告示第1558号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成24年度の地籍調査事業計画を次のとおり変更した。

平成24年12月14日

兵庫県知事 井戸敏三

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
兵庫県	養父市のうち八鹿町日畑、八鹿町石原、八鹿町大江、八鹿町宿南、八鹿町青山、畑、三谷、奥米地、大屋町笠谷、大屋町大杉、大屋町蔵垣、関宮、尾崎、吉井、万久里及び大谷	平成24年4月から平成25年3月まで
同上	朝来市のうち生野町黒川、生野町栃原、生野町竹原野、生野町小野、生野町奥銀谷、生野町円山、生野町口銀谷、石田、多々良木、佐囊、岩津、羽淵、山東町与布土、山東町森、山東町溝黒、山東町喜多垣、山東町粟鹿、山東町柴、山東町一品、山東町大月、山東町柿坪、山東町和賀、山東町田中、和田山町三波、和田山町久世田、和田山町竹田、和田山町白井、和田山町和田、和田山町高生田、和田山町高田、和田山町宮内、和田山町内海、和田山町林垣、和田山町寺内、和田山町室尾及び和田山町秋葉台	同上
同上	加古郡稲美町のうち野寺	同上
同上	佐用郡佐用町のうち奥金近、才金、乃井野、口長谷、本郷、西下野、奥長谷、淀、下秋里、西徳久及び三ツ尾	同上
神戸市	神戸市のうち須磨区及び北区	同上
姫路市	姫路市のうち関、皆河及び柘原	同上
尼崎市	尼崎市のうち武庫町	同上
明石市	明石市のうち西明石北町	同上
西宮市	西宮市のうち瓦林町、天道町及び中島町	同上
洲本市	洲本市のうち千草、五色町広石下及び五色町上堺	同上
芦屋市	芦屋市のうち浜町及び南宮町	同上
伊丹市	伊丹市のうち西野	同上
相生市	相生市のうち若狭野町福井、若狭野町出、矢野町能下及び若狭野町下土井	同上
豊岡市	豊岡市のうち日高町藤井、日高町祢布、日高町国分寺、日高町水上、日高町山本、日高町竹貫、日高町上石、竹野町金原、但東町奥赤、城崎町結、出石町暮坂、伊賀谷、日高町河江、竹野町川南谷、竹野町森本、日高町久斗、戸牧、岩井、高屋、宮井、栃江、新堂及び岩熊	同上
赤穂市	赤穂市のうち福浦及び有年牟礼	同上
西脇市	西脇市のうち野村町、日野町、富吉南町、板波町、大野、羽安町及び黒田庄町黒田	同上
宝塚市	宝塚市のうち御殿山	同上
高砂市	高砂市のうち高砂町	同上
川西市	川西市のうち小花及び錦松台	同上
三田市	三田市のうち横山町、南が丘、西山、天神、屋敷町、川除、三田町、相生町及び対中町	同上

加西市	加西市のうち上宮木町、青野町、上道山町、繁昌町及び国正町	同 上
篠山市	篠山市のうち泉	同 上
丹波市	丹波市のうち山南町小野尻、山南町小畑、山南町山本、柏原町拳田、柏原町北山、柏原町大新屋、山南町西谷、柏原町田路、山南町五ヶ野、山南町坂尻及び柏原町母坪	同 上
南あわじ市	南あわじ市のうち広田広田、倭文庄田、松帆古津路、志知北、市小井、市善光寺、賀集牛内、福良、北阿万稲田南、阿万塩屋町、伊加利、阿那賀及び北阿万	同 上
淡路市	淡路市のうち志筑及び遠田	同 上
宍粟市	宍粟市のうち波賀町引原、山崎町小茅野、波賀町日ノ原、波賀町音水及び波賀町原	同 上
たつの市	たつの市のうち龍野町島田、御津町朝臣、御津町釜屋及び御津町苅屋	同 上
加東市	加東市のうち天神	同 上
川辺郡猪名川町	川辺郡猪名川町のうち万善、槻並、北田原、紫合及び木津	同 上
多可郡多可町	多可郡多可町のうち牧野、轟、西山、山口及び大和	同 上
加古郡播磨町	加古郡播磨町のうち新島	同 上
神崎郡神河町	神崎郡神河町のうち作畑、高朝田、宮野、南小田、上小田及び長谷	同 上
同 郡福崎町	同 郡福崎町のうち高岡及び田口	同 上
揖保郡太子町	揖保郡太子町のうち沖代及び吉福	同 上
赤穂郡上郡町	赤穂郡上郡町のうち山野里及び井上	同 上
美方郡香美町	美方郡香美町のうち村岡区耀山、村岡区市原、村岡区山田及び小代区秋岡	同 上
同 郡新温泉町	同 郡新温泉町のうち千原、竹田及び諸寄	同 上
丹波ひかみ森林組合	丹波市のうち氷上町三方、氷上町中、氷上町中野及び氷上町三原、氷上町清住	同 上
丹波市森林組合	丹波市のうち柏原町上小倉	同 上



兵庫県告示第1559号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成24年12月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
西脇市
- (2) 調査を行った期間
平成22年7月から平成24年3月まで
- (3) 成果の名称
西脇市（黒田庄町船町の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
黒田庄町船町の一部
- (5) 認証年月日
平成24年11月29日

- 2 (1) 調査を行った者の名称
加西市
- (2) 調査を行った期間
平成20年5月から平成22年3月まで
- (3) 成果の名称
加西市（福住町大字福住の一部Ⅱ）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
福住町大字福住の一部
- (5) 認証年月日
平成24年11月29日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成10年7月から平成23年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市（八木養宜上の一部（八木Ⅰ－Ⅲ））の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
八木養宜上の一部
- (5) 認証年月日
平成24年11月29日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成20年11月から平成22年2月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市（大字志知難波・中島の一部（志知難波Ⅲ中島Ⅴ））の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
大字志知難波・中島の一部
- (5) 認証年月日
平成24年11月29日
- 5 (1) 調査を行った者の名称
宍粟市
- (2) 調査を行った期間
平成22年6月から平成24年3月まで
- (3) 成果の名称
宍粟市（波賀町皆木の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
波賀町皆木の一部
- (5) 認証年月日
平成24年11月29日
- 6 (1) 調査を行った者の名称
宍粟市
- (2) 調査を行った期間
平成22年6月から平成24年3月まで
- (3) 成果の名称
宍粟市（波賀町野尻の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
波賀町野尻の一部
- (5) 認証年月日
平成24年11月29日
- 7 (1) 調査を行った者の名称
宍粟市

- (2) 調査を行った期間
平成22年6月から平成24年3月まで
- (3) 成果の名称
宍粟市（波賀町鹿伏の一部②）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
波賀町鹿伏の一部
- (5) 認証年月日
平成24年11月29日
- 8 (1) 調査を行った者の名称
加古郡播磨町
- (2) 調査を行った期間
平成22年7月から平成24年3月まで
- (3) 成果の名称
播磨町（新島地区－1）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
新島地区
- (5) 認証年月日
平成24年11月29日
- 9 (1) 調査を行った者の名称
神崎郡市川町
- (2) 調査を行った期間
平成14年6月から平成16年3月まで
- (3) 成果の名称
市川町（大字上瀬加の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
大字上瀬加の一部
- (5) 認証年月日
平成24年11月29日
- 10 (1) 調査を行った者の名称
美方郡香美町
- (2) 調査を行った期間
平成21年4月から平成24年3月まで
- (3) 成果の名称
香美町（村岡区大字耀山、市原の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
村岡区大字耀山、市原の一部
- (5) 認証年月日
平成24年11月29日
- 11 (1) 調査を行った者の名称
美方郡香美町
- (2) 調査を行った期間
平成21年4月から平成24年3月まで
- (3) 成果の名称
香美町（小代区大字秋岡の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
小代区大字秋岡の一部
- (5) 認証年月日
平成24年11月29日



兵庫県告示1560号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成24年12月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開催の日時及び場所

- (1) 日時 平成25年1月25日（金）午前10時から午後5時まで
- (2) 場所 朝来市和田山町東谷213—96 兵庫県和田山庁舎 302会議室

2 講習内容及び講習時間

- (1) 種苗に関する法令 2時間
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

3 講習対象者

県内に住所を有する者で、林業種苗生産事業者の登録を受けようとする者又はその従事者

4 受講手続

(1) 提出書類

林業種苗生産事業者講習会申込書

申込書は、兵庫県農政環境部農林水産局林務課及び各県民局農林（水産）振興事務所（ただし、阪神南県民局にあつては阪神北県民局阪神農林振興事務所）において配布する。

(2) 提出期間

平成24年12月14日（金）から平成25年1月10日（木）まで

なお、郵送の場合は、平成25年1月10日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

住所地を管轄する各県民局農林（水産）振興事務所（ただし、阪神南県民局にあつては阪神北県民局阪神農林振興事務所）

(4) 講習手数料

14,000円相当額の兵庫県収入証紙を林業種苗生産事業者講習会申込書に貼り付けること。



兵庫県告示第1561号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成24年12月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

佐用郡佐用町須安字尾崎808、809の9、809の13から809の16まで、809の21から809の23まで、809の34

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字尾崎809の13・809の22・809の34（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1562号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成24年12月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
佐用郡佐用町字根字片倉13の1、33の6・33の8(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、33の9
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字片倉13の1・33の6・33の8・33の9(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1563号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除及び指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年12月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除
 - (1)ア 解除予定保安林の所在場所
豊岡市但東町畑山字大谷45の1から45の21まで
 - イ 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - ウ 解除の理由
指定理由の消滅
- 2 指定
 - (1) 保安林予定森林の所在場所
1の(1)のアに同じ。
 - (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1564号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年12月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町香住区隼人宇蛇谷527の4、527の5
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1565号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、洲本市、芦屋市、豊岡市、西脇市（黒田庄町の区域を除く）、三木市吉川町、高砂市、加西市、篠山市、養父市、南あわじ市、淡路市、猪名川町、香美町及び新温泉町の区域における質量計の定期検査（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第4号までに該当する場合を除く。）を次のとおり実施する。

平成24年12月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 検査実施機関（計量法第20条第1項に基づく指定定期検査機関）
神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター内
一般社団法人兵庫県計量協会
- 2 検査実施区域、検査実施期日及び検査実施場所

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
洲本市	平成25年10月22日（火）から同年11月21日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の期間で別に通知する期日	検査場所を指定した場合にあっては、その指定した場所 指定の場所によらない場合にあっては、その質量計の所在の場所
芦屋市	平成25年10月1日（火）から同月18日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の期間で別に通知する期日	
豊岡市	平成25年5月14日（火）から同年6月27日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の期間で別に通知する期日	
西脇市 （黒田庄町の区域を除く。）	平成26年1月28日（火）から同年2月7日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の期間で別に通知する期日	
三木市吉川町	平成25年7月2日（火）から同月5日（金）までの期間で別に通知する期日	

高砂市	平成26年1月16日(木)から同年2月14日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の期間で別に通知する期日
加西市	平成25年7月16日(火)から同月31日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の期間で別に通知する期日
篠山市	平成25年9月2日(月)から同月26日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の期間で別に通知する期日
養父市	平成25年6月18日(火)から同年7月4日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の期間で別に通知する期日
南あわじ市	平成25年11月26日(火)から同年12月13日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の期間で別に通知する期日
淡路市	平成25年10月8日(火)から同年11月21日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の期間で別に通知する期日
猪名川町	平成25年7月9日(火)から同月12日(金)までの期間で別に通知する期日
香美町	平成25年5月7日(火)から同月30日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の期間で別に通知する期日
新温泉町	平成25年4月16日(火)から5月10日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の期間で別に通知する期日



兵庫県告示第1566号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成24年12月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量(4級基準点測量)
- 2 作業期間
平成24年9月1日から同年11月19日まで
- 3 作業地域
西宮市林田町及び薬師町



兵庫県告示第1567号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成24年12月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画区域区分
- (2) 都市計画を変更する土地の区域
尼崎市船出
- (3) 都市計画の案の縦覧期間
平成24年12月14日から同月28日まで
- (4) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び尼崎市都市整備局都市計画部都市計画課
- 2 (1) 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画臨港地区
尼崎港臨港地区及び西宮港臨港地区（変更後の名称：尼崎西宮芦屋港臨港地区）
- (2) 都市計画を変更する土地の区域
芦屋市南浜町及び涼風町並びに西宮市鳴尾浜1丁目及び2丁目、甲子園浜1丁目、2丁目及び3丁目、今津西浜町、今津真砂町、今津巽町、浜甲子園4丁目、西宮浜1丁目、2丁目及び4丁目、西波止町、泉町、前浜町、浜町及び鞍掛町並びに尼崎市東海岸町、船出及び扇町
- (3) 都市計画の案の縦覧期間
平成24年12月14日から同月28日まで
- (4) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、芦屋市都市環境部都市計画課、西宮市都市局都市計画部景観まちづくり課及び尼崎市都市整備局土木部河港課



兵庫県告示第1568号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第1項の規定により、三田駅前Bブロック地区市街地再開発組合の設立を次のとおり認可した。

平成24年12月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称
三田駅前Bブロック地区市街地再開発組合
- 2 事務所の所在地
三田市中央町9番5号
- 3 事業施行期間
組合設立認可公告の日から平成27年3月まで
- 4 施行地区
三田市駅前町の一部
- 5 設立認可の年月日
平成24年12月3日
- 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法
事務所の掲示場のほか組合が適当と認める場所に掲示し、特に必要があるときは、官報に掲載する。
- 8 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
平成25年1月12日

公 告

大規模小売店舗の廃止に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

平成24年12月14日

丹波県民局長 梅 谷 順 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ヒラキ氷上山南店
所在地 丹波市氷上町小野字三反田292ほか
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
2,705平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成24年10月29日
- 5 届出年月日
平成24年10月29日



大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年12月14日

丹波県民局長 梅 谷 順 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ラ・ムー篠山ショッピングセンター
所在地 篠山市東岡屋字馬場屋敷404番1ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により篠山市から聴取した意見の概要
本件の開店時刻及び閉店時刻の変更にかかる届出事項（24時間営業）については、容認できず、反対する。
 - (1) 開発行為の事前協議に関する信義誠実の原則の遵守
本件の大規模小売店舗についての、篠山市まちづくり条例（平成11年篠山市条例第183号）に基づく開発行為の事前協議の際、篠山市では、平成22年4月に篠山市総合計画審議会の意見を踏まえた事前協議に関する回答書を交付し、その中で、当初計画にあった24時間営業については、青少年の健全育成や生活環境への影響など地域社会に対する懸念が大きいことから差し控えるよう求めた。これに対し、本件の大規模小売店舗設置者（大黒天物産株式会社。以下「本件設置者」という。）から、市の要望に配慮して24時間営業は自粛するとの回答が提出されている。
しかるに、本件設置者は、今回、篠山市との間で何らの協議もなく営業時間を24時間とする届出を提出した。これは、開業当初の24時間営業自粛の約束を一方的に破棄するものであり、企業としての信用を疑う行為である。
また、地元自治会からも青少年の健全育成等についてのみならず、地元に対する何らの説明もなく信義に反する行為であること、時節柄、節電のため営業時間の短縮を考えるのが企業の責任であること、照明による蛍の激減及び農作物の成長に悪影響を与えるといった意見が出されている。
今回の届出に対し、篠山市では、平成24年7月3日付けで、今回の行為は信義誠実に反しており遺憾である旨を通知した。また、同年7月25日付けで、開発行為における事前協議の内容が履行されないと認められることから、篠山市まちづくり条例に基づき、届出事項（24時間営業）の撤回について措置を取るよう勧告を行ったところである。
 - (2) まちづくりの方向と24時間営業の影響

篠山市は平成21年に「農都宣言」を行い、農の文化を基軸としたまちづくりを進めており、良好な生活環境の保全や「日本の原風景」と称される景観の創出を都市の個性ととらえている。

しかしながら、大規模小売店舗が24時間営業を実施する場合は、深夜の騒音、光の拡散による生物や農作物への影響、風致・治安の悪化など生活環境への影響が懸念される。そこで、篠山市では、大規模小売店舗の24時間営業は市がめざすまちづくりの方向と乖離していることから、一定規模の小売店舗について深夜営業（午前0時から午前6時まで）の自粛を求める条例制定の取り組みを進めている。

そのため、本件の営業時間の変更（24時間営業）については、市のまちづくりの方向と合致せず反対である。

3 同法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要

意見書提出者名	意見の概要
東岡屋自治会 自治会長 小 山 茂 明 東岡屋農会 農会長 小 山 直 樹	従前どおりの開店時刻（午前6時）及び閉店時刻（午前0時）の維持 1 開発前に幾度も篠山市役所・東岡屋自治会と協議し、開店時刻・閉店時刻を決めたのに、開店1年あまりで篠山市役所・東岡屋自治会に何の説明もなく、一方的に24時間営業に変更するのは信義に反する行為と言えます。 2 東岡屋地区近隣で青少年がたむろし、喫煙したり、通りがかりの女の子をからかい、追いかけたり等の事案が起きています。24時間営業となると新たなたまり場になることが予想され、青少年健全育成の見地からも24時間営業に反対します。 3 深夜の照明は、農作物の成長に悪影響を与えますので、今以上に照明時間が長くなることには、反対します。 4 福島原発事故以後、自動販売機台数・コンビニ営業時間等が問題視される昨今、節電のため営業時間短縮を考えるのが企業の責任と考えます。 5 ラ・ムー店舗前を流れる藤岡川に以前は蛍が乱舞していました。しかし開店後は、店内照明のため店舗前の蛍が激減しました。24時間営業となると更に減ることが予想されます。

4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課及び丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成24年12月14日から1月間



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年12月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

川辺郡猪名川町つつじが丘5丁目41

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

宝塚市美座2丁目15番15号

株式会社 代表取締役 海 山 昇 美

3 許可年月日及び許可番号

平成24年11月14日

兵庫県指令神北（宝土）（建）第1-4-2号（24猪名川）

教 育 委 員 会 公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示

する。

平成24年12月14日

契約担当者

兵庫県立教育研修所長 水 田 時 男

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量
教育情報ネットワーク機器 一式（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地
兵庫県立教育研修所 加東市山国2006—107
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年10月30日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
富士通株式会社 神戸支社 神戸市中央区東川崎町1丁目7番4号
- 5 随意契約に係る契約金額
3,108,000円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
平成24年9月18日
- 8 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による。